

13 知的財産紛争と国際私法上の課題に関する調査研究

インターネットの普及に伴い、知的財産権に関する国際的民事紛争が増加することが予想され、国際私法上の問題点及び解決策について議論の必要性が高まっている。本調査研究は、インターネットによる知的財産権侵害に関する問題点を念頭に置いて、知的財産権侵害訴訟の特徴および知的財産権の国際的保護の現状を概観し、知的財産権侵害に関する裁判管轄権と準拠法の問題について、特許権と著作権を中心に、米国、英国、ドイツおよび日本の法制度を比較法的に検討した。特許等の侵害訴訟で有効性が争われた場合、有効性の判断を登録国に委ねるのか、侵害裁判所でも有効性を判断できるとするのか、意見が分かれる。予防法学的観点をも加えたインターネットを通じた知的財産権侵害についての国際私法上の諸問題に関する検討は、今後の大きな課題である。知的財産権の国際私法的観点から、今後重要な「ハーグ条約草案」については詳しく検討した。

I 問題の所在

1 知的財産権侵害訴訟の特徴

知的財産権の侵害は、不法行為とみることができる。一般的な不法行為の準拠法は欧米各国、日本ともに柔軟化の方向にある。

しかし、知的財産権の侵害については、知的財産権が属地的性質を有しているため、属地性に由来する特徴を充分に意識して各国法を比較法的に分析する必要がある。現在では知的財産権の侵害訴訟について、権利を認めた国の専属管轄とするという見解は既に克服されており、被告の常居地国等における訴訟が認められる傾向にあるといえる。しかし、たとえば、侵害訴訟において被告が知的財産権、とりわけ特許権、商標権のような工業所有権についてその権利の有効性を争う抗弁を提出した場合、それを判断する権限を裁判所に認めるかどうか、どのような要件のもとで認めるかについては議論の余地がある^(*)。

国際市場の発展や知的財産権を利用した現実的な企業活動からみれば、知的財産権の属地性を機械的に捉えることは知的財産権の過大保護や過少保護を生じさせるおそれがあることも事実である。さらに、インターネットを通じて知的財産権侵害があった場合、知的財産権の属地性に基づく特徴がそのまま持ち込まれてよいかどうか、知的財産権の国際的保護の現状との関係でどのような制限を付すべきであるかは、考察されるべき重要な問題である。インターネットは国境の概念が余り意味を持たないからである。

2 知的財産権の国際的保護の現状

知的財産権は、権利者の知的活動の成果である発明、考案、意匠、著作等の無体物を保護する権利であり、その内

容を知ることができれば、どこでも使用することができる性質を有する。したがって、知的財産権は比較的早くから国際的保護のための統一法条約が締結されている。そのうちの最も基本的な条約は、1883年の工業所有権の国際的保護に関するパリ条約（以下、パリ条約と略す）と1886年の文学的又は美術的著作物の保護に関するベルヌ条約（以下、ベルヌ条約と略す）である。これらの条約の最も重要な原則は内国民待遇の原則である。内国民待遇には、属地主義に基づく保護国法の原則が論理的に含まれているとみる見解がドイツをはじめヨーロッパ諸国で有力である^(*)。ここで問題になるのは、理論的にみれば内国民待遇の原則という外人法上の原則に、権利の成立・有効性・効力ばかりではなく、権利の利用や侵害を含めて知的財産権に関するあらゆる問題が、基本的に保護国法によるべきものとする抵触法上の原則を論理必然的に包含するかどうかということである。

知的財産権の属地性をどのようにみるかは、これらの基本条約の解釈問題とも深く関わっている。この点について各国でどのように理解されているかは、各国の立法、判例、学説等をみる必要がある。著作権については各国の学説をみても、とりわけベルヌ条約5条2項2文の解釈との関係で見解が分かれている。

パリ条約改正会議等における先進国と発展途上国との対立を打開すべく開始された知的財産権などの新分野を含むGATTウルグアイ・ラウンドの成果として、1995年1月1日より「世界貿易機関（WTO）を設立するマラケッシュ協定」が80カ国の批准で発効し、その後も順調に加盟国を増やしている。その付属協定のひとつである「知的所有権の貿易関連の側面に関する協定」（以下、TRIPs協定と略す）は、知的財産権の保護範囲を拡張するだけでなく、国際的な保護基準を大幅に引き上げている。また、加盟国の協定違反につ

(*)1) 本稿 II.4. 参照。

(*)2) 木村照一「国際工業所有権法の研究」（日本評論社、1989年）（以下、木村・研究として引用する）69頁以下参照。

いては付属書二に規定された手続に従い制裁措置をとることによって、間接的に協定の実行を強制することができるものとされている。この点で知的財産権の国際的保護について飛躍的に前進したことは否定できない。TRIPs協定が予定通り加盟国で実行され、知的財産権に関する競争条件が均一化されるとすれば、TRIPs協定に規定される事項に関する限り国家の主権的判断を認めることを前提とした従来の属地主義の考え方は、大幅に制約されることになる^(*)3)。TRIPs協定のもとでは属地主義の意義と機能が大きく変わって行くことも予想されるので、この点を考慮した考察が望まれる。

一方、ハーグ国際私法会議では、「民事及び商事に関する国際裁判管轄権及び外国判決に関する条約」の準備草案（以下、ハーグ条約草案と略記）が検討されている。このハーグ条約草案は、今後日本で知的財産権との関係でも重要な論点となるであろう。Vで詳しく検討する。

3 インターネットによる知的財産権侵害に関する問題点

コンピュータ、光通信、デジタル技術等の発展に支えられ、インターネットが急速に普及した。それは、単なる情報伝達手段としてだけでなく、取引や交渉の手段としても飛躍的に進歩し、パソコン等の携帯可能な機器があれば、情報にアクセスすることができるだけでなく、自らの情報や意思を伝えることができる。従って、デジタル化され、ダウンロードを繰り返しても劣化しない著作物がインターネットを通じて流通する場合には、著作権や著作隣接権等に関する問題が生じる。また、著作権だけではなく諸種の知的財産権の問題が生じている。その最も顕著なもののひとつは、ドメインネームと商標をめぐる問題である^(*)4)。

電子商取引、電子マネーなどの技術の発達、普及に伴って、サイバー・スペース上だけではなく、リアル・スペース上にも新しい法律問題が生じている。この分野に関しては、電子商取引（E-Commerce）に関する法が検討され始めているが、この分野に関わってソフトウェア特許、暗号に関する特許などが問題になることがある^(*)5)。

インターネットによる知的財産権侵害の裁判管轄権や準拠法の問題を考察する際に、大きくいえば二つのアプローチがあり得る。第1のアプローチは、インターネットをめぐる問題を、はじめて登場した特殊な問題ではなく、従来からあった電話、ファックス、放送等によって生じる問題が極端な形で問題にな

るだけであると捉えて、これまで認められてきた原則によって処理すれば足りるとするものである。

第2のアプローチは、これを全く新しい問題あるいは従来の規則がそのまま妥当する問題ではないとみて、全面的にまたは少なくとも一部分について新しい規則を定め、これによるべきとするものである。

法解釈を中心に考えれば、出発点としては、第1のアプローチに立つ必要がある。インターネットによって生じる問題をこれまで全く質の異なる問題とみるよりは、できる限りこれまで形成されてきた規則の適用問題とみて問題を突き詰めて行くことは必要不可欠のことのように思われる。また、国際的な合意の形成という点からみても色々な試練に耐え、形成されてきた伝統的な原則から出発することは適切であろう。しかし、同時に、第2のアプローチも常に考慮するのであれば、妥当な規則の形成という点からは問題がある。つまり、この二つの方向からのアプローチのうち、第1のアプローチを出発点としながら第2のアプローチをも常に複眼的にみたうえで、種々の利益衡量の中から、妥当な解決を求めていく必要があるように思われる。

II 知的財産権侵害訴訟における国際裁判管轄権

1 米国

米国特許権ないし米国著作権の効力そのものが問題となる事件は、連邦裁判所の専属管轄に服する。外国特許権ないし外国著作権に基づく侵害訴訟は、連邦問題ではないが、当事者の州籍ないし国籍が異なる場合には、連邦裁判所の管轄が及ぶ。

州裁判所の対人管轄権については、「最少限の関連」を根拠に、極めて広範な対人管轄を定めるのが通例となった。

連邦裁判所の対人管轄権は、州の管轄ルールを借用するほか、個別の連邦法に基づく連邦裁判所の対人管轄を認め、外国居住の米国特許権者に対する対人管轄が認められている。さらに、連邦民事訴訟規則は、米国外被告に関する対人管轄の特例を規定し、米国のいずれの州の対人管轄にも服さない当事者についても、米国全体と被告との間に「最少限の関連」が存在すれば、管轄が生じるとされている。

米国裁判所が外国特許権に基づく事件を審理・判断する

(*)3 この点について、Hanns Ullrich, Technology According to TRIPs: Principles and Problems, F.K. Beier u. G. Schricker (Eds.), From GATT to TRIPs (1996) p. 381ff. 参照。

(*)4 ドイツでもこれまでインターネットに関連して知的財産権が問題になったのは商標権との関連においてである。判例の殆どが商標権とドメイン・ネームとの関係についてである。したがって、マックス・プランク研究所でもこの問題の研究が中心で、他の知的財産権との関連では研究がまだ始まっていないようである（木棚照一、大友信秀：1999年11月17日、マックス・プランク知的財産権法研究所で聴取）。

(*)5 相澤英孝編著「電子マネーと特許法」（弘文堂、1999年）はこの問題を扱っている。なお、E-Commerceについては、D. Campbell (Ed.), Law of International On-Line Business (1998); M. Chissick & A. Kelman, Electronic Commerce: Law and Practice (1999); S. York & K. Chia, E-Commerce: A guide to the Law of Electronic Business (1999); M. Lehmann, Rechtsgeschäfte im Netz-Electronic Commerce (1999) などがある。

ことについては、当事者の便宜の観点からは認める傾向が強かったが、次第に慎重な姿勢が顕著となっている。その背後には、外国の国家行為に対する干渉の懸念があるとも言われている。ただし、批判も存在する。

他方、外国著作権については、著作権は政府の関与なく無方式で権利が成立することから、米国裁判所が外国著作権に基づく事件を審理・判断しても問題はない旨の有力な見解及び判例がある。かかる見解に対する批判も存在する。

2 英国

英国は、国際裁判管轄について、EU域内と域外で異なる規則に服している。EU域内と域外とは被告常居地、不法行為地、共同被告に関する管轄など、規則自体は概ね類似するが、細部では異なる点もある。

EU域内ではブラッセル・ルガノ条約の規定に服している。すなわち、特許権等の有効性に関する訴訟は登録国の専属管轄とされ、侵害訴訟は一般論として専属管轄に属しないとされている。侵害訴訟において、無効の抗弁がなされた場合の取り扱いについては意見が分かれる。また、同一の事件が複数の裁判所に係属した場合、先に係属した方に優先権がある。

EU域外では、伝統的管轄ルールに服している。すなわち、被告の所在又は被告財産の所在により管轄権を有するが、管轄について裁判官に裁量の余地を残している。また、EU域内では認められていないフォーラム・ノン・コンビニエンスの法理が認められている。すなわち、当該事件に管轄権を持つ他の適当な裁判所があり、その裁判所で裁判を行うことが、当事者の利益と正義の目的に合う場合に、訴えの提起を受けた裁判所はその裁量により訴訟手続きの停止を許可することができる。さらに、訴訟当事者に対して、外国で原告として訴えを提起したり、訴訟に係属したりすることを禁ずる命令を、裁判所の裁量で発することができる（外国訴訟差止制度）とされているが、その発動には慎重なようである。

外国知的財産権に対する管轄権行使にはEU域内・域外ともに消極的であるが、オランダ、フィンランドなど、積極的に外国の知的財産権侵害について判断しているという状況に鑑み、英国の裁判所も外国の知的財産権侵害について判断するべきであるという議論がされている。

3 ドイツ

ドイツ国内法上は、侵害訴訟は通常裁判所の管轄とされているが、特許権等の成立、有効・無効をめぐる紛争については特許裁判所が専属的な事物管轄を有する。通常裁判所に係属した侵害訴訟において、無効抗弁等がなされた場合に

は訴訟を中止することができるとされている。

現在では、外国の知的財産権侵害による損害賠償請求、外国での侵害行為の差止請求のいずれについても、属地主義原則との関連から国際裁判管轄を否定する見解は判例・学説のいずれにも見られない。同じく侵害訴訟において無効抗弁があった場合も、侵害裁判所は有効・無効の判断をしないため、それにより侵害訴訟の国際裁判管轄自体を制限する見解は見られない。

国際裁判管轄の観点からは、国際的な知的財産訴訟は二類型に分けられる。第1は外国における外国保護権侵害を理由とする訴訟であり、第2は国際的な著作権侵害訴訟に見られるが、外国に在住の被告による外国でのドイツ知的財産権侵害を理由とする訴訟である。前者の場合は全て被告が内国に住所若しくは本拠を有し、内国普通裁判籍が管轄原因となっている。これに対して、後者の場合は被告の住所等は内国になく、内国不法行為が管轄原因とされている。そのため、内国不法行為の存在が要件となる。例えば、国際的な著作権侵害訴訟の場合、内国での頒布行為による頒布権侵害は認められているが、外国における複製、展示等の行為は内国不法行為性を否定されている。しかし、外国での複製行為にも場合により内国行為性を認め得ることを示唆する判例がある。

4 日本

日本法上、国際裁判管轄に関する明文の規定は存在せず、判例法理によって規律されている。判例によれば、当事者の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念によって条理に従って判断するという枠組みの中で、民事訴訟法に定められた国内の土地管轄規定によって国内に裁判籍が認められる場合には、特段の事情がない限り、条理にかなうものとされている^(*)。知的財産権侵害をめぐる事件の国際裁判管轄についても、この一般的なルールによって判断されることになる。

日本において議論の蓄積の少ない知的財産権訴訟の国際裁判管轄を考えるに当たって、ハーグ条約草案(後述、V)の規定を検討する。

特許権等の有効・無効に関する訴訟について、登録国にのみ専属管轄を認める考え方は、日本においても条理として妥当であると考えられる。

特許権等の侵害訴訟については、A:登録国の専属管轄、B:被告の普通裁判籍所在地国や不法行為地の管轄(その訴訟における権利の有効・無効の判断も訴訟当事者限りの判断とし可能)、C:被告の普通裁判籍所在地や不法行為地の管轄(権利は有効なものとして扱う)の3つの選択肢が考えられる。AかBかについては、①権利の有効・無効の判断も当事者限りの判断であれば、登録国の公的利益の侵

(*) 6 最判昭和56年10月16日(民集35巻7号1224頁)(マレーシア航空判決)(道垣内・法学協会雑誌105巻7号974頁ほか参照)、最判平成9年11月11日(判例時報1626号74頁)(道垣内・ジュリスト1133号213頁(1998年))参照。

害の程度は小さい、②侵害訴訟を登録国で行うことは、登録以外に關係を有しない被告にとっても不便である、ことを考えるとBを取るべきと考える。選択肢Cについては、特許権等の権利の付与をその領域内で行われた極めて公権力性の強い行為と捉えれば、採用の可能性もあるが、この点については、今後の検討事項とする。

III 知的財産権侵害に関する準拠法

1 米国

米国においては、渉外的な知的財産権侵害事件の準拠法を考える場合には、自国の知的財産法の域外適用を一定の要件の下で認めている。したがって、いかなる行為について自国の知的財産法が適用され、外国の知的財産法はいかなる行為に対して適用されるかを、まず判断する必要がある。そして、この点に関するルールは特許権、著作権と商標権で異なっている。商標権の場合、米国の通商に影響を与える限り直接侵害行為が米国で行われなくても、米国の直接適用を認める。これに対して特許権、著作権の場合は、直接侵害行為が米国で行われることを前提に、間接侵害行為に対して米国の域外適用を認める。外国の知的財産権の侵害が主張された場合には、米国判例法はこれを管轄の問題として処理し、管轄が認められれば侵害の問題に関しては当該外国の知的財産法が適用される。

2 英国

英国では、知的財産権の侵害については、伝統的に不法行為準拠法が適用されてきた。同国には1995年に成立した不法行為準拠法に関する制定法があり、原則として不法行為地法の適用を定めている。同法施行前に生じた作為・不作為に基づく請求については、法廷地法と不法行為地法の双方に照らして問題の行為がactionableであることを求めるコモン・ロー上の抵触法ルールが適用される。このdouble actionabilityルールには例外が認められており、近時、外国における知的財産権侵害の事案で、この例外ルールを活用した控訴院の判決が言い渡された。

3 ドイツ

現在、工業所有権の準拠法は反対論があるものの、保護国法によっている。著作権についても、本源国法によるべきとする等有力な反対説があるが、多数説は保護国法によっている。

従来ドイツ民法施行法（EGBGB）には、不法行為の準拠法原則について明文の規定はない。判例や学説によって不法行為地法を原則としながら、この原則を柔軟化するよう努め

られてきた。1999年6月1日より「契約外債務関係及び物権に関する国際私法についての法律」が施行され、従来の原則をかなり大幅に柔軟化する規定を置くほか、準拠法となる法よりも実質的により密接な関係をもつ国の法が他にあれば、その国の法によることを規定している。しかし、知的財産権については特別の規定は置かれなかった。

知的財産権侵害については、厳格な属地主義をそのまま認めるのがドイツの伝統的な見解といえるが、この伝統的な属地主義を見直す必要性の主張もあり、不法行為の準拠法の柔軟化が知的財産権侵害について今後どのような影響を与えるかが注目される。

4 日本

不法行為の準拠法は不法行為地法主義と法廷地法主義の折衷主義に基づいた法例11条によっている。不法行為地の決定については、行動地説と結果発生地説が対立しているが、多数説は不法行為を類型毎に分けて決定しようとしている。法例11条は古い規定であり、立法論的にはできる限り早い機会に改正されることが望ましい。

知的財産権の準拠法については法例上明文が無い。その根拠や理論構成については諸説があるが、属地主義に基づき保護国法によるべきことが広く認められている。その根拠については意見が分かれており、知的財産権の属地性の捉え方が微妙に異なる可能性がある。

知的財産権の侵害について、日本の国際私法の多数説は、法例11条の定める準拠法によるべきとみている。工業所有権法学者からは、工業所有権は属地性を有するため特許権等の所在地の法によるべきであると主張される。また、国際私法学者の中からも、日本法の重疊適用は望ましくないという価値判断から、工業所有権の準拠法を直接適用するのが妥当であるとする見解がある。

不法行為の準拠法と知的財産権の準拠法との関係について、FM信号復調装置に関して日本法人を被告として米国の特許権者が訴えた特許侵害事件の東京高裁平成12年1月27日判決と、満州特許侵害が争われた事例に関する東京地裁昭和28年6月12日判決の例がある。これらの判決にみられる余りにも硬直的な属地性の捉え方がそのままインターネットによる知的財産権侵害に持ち込まれると、知的財産権の保護が著しく弱体化するおそれがある。

IV インターネットの普及に伴う知的財産権侵害をめぐる諸問題

1 インターネットを通じた著作権侵害の準拠法

インターネットの出現により社会は大きな変化を経験しつつ

あるが、少なくとも国際私法上は、新たな通信手段の出現に過ぎず、いずれかの地の指し示す場所的な要素である連結点を用いて準拠法を定めるという方法が直ちに影響を受けるわけではない。著作権の準拠法については、「文学的及び美術的著作物の保護に関するベルヌ条約」5条2項等が「保護が要求される同盟国の法律」（保護国法）を準拠法と定めていると解される。そして、具体的にいずれの法律が保護国法となるかは、支分権ごとに考える必要があろう。たとえば、複製権であれば、実際に複製物が作成される地であり、送信可能化権であれば、その状態にする行為のなされた地であるということになる。そうすると、送信可能化行為についていえば、そのような権利を著作者にまだ認めていない外国でそれを行えば、その結果、日本を含む世界中でその著作物にアクセスできる状況になっても、著作権侵害にはならないということになる。著作物を画面に呼び出す行為自体は著作権侵害ではないからである（その際の一時的なコンピュータ内での蓄積行為は複製権侵害に当たらないことを前提とする）。このような状況は好ましくはないが、現行法のもとではやむを得ない。立法論としては、実質法規範の統一をさらに進め、さらに、技術的手段を駆使した著作権侵害行為の事実上の阻止を図る必要があろう。

日本についての有力説は、インターネットによる著作権侵害から生ずる責任、法的保護の問題は、不法行為の問題と性質決定し、法例11条を適用すべきとする。

2 インターネットによる商標権侵害及び

ドメインネームをめぐる問題と商標の抵触問題

インターネットをめぐる生起する法律問題を、いかなる国においてどの国の法で解決するかという問題は大きな関心事となっているが、いまだ議論は混沌としている。インターネットは国境をもたないため、主権を根拠にすえる国家法では有効な規制を期待できない。ドメインネームをめぐる問題は、この点を考える上で有益な示唆を与えるであろう。

ビジネスの世界でインターネットの利便性が高く評価され、今後の展開が期待される中で、ドメインネームをめぐる紛争処理のあり方は新しい道を示す可能性がある。インターネットが、その発達の初期段階のころから、特定の国家の規制をうけることはなく、関係者によるボトムアップの自主的管理が行われてきたことを考えると、紛争解決も公平性、普遍性を念頭においた形で当事者の合意をベースにした仲裁が望ましい形態といえるかも知れない。ドメインネーム保有者、商標権者、そしてドメインネーム登録機関が合意に基づいた紛争処理を進めることで、サイバー不法占拠の解決は進展すると思われる。

問題となるのは、ドメインネーム保有者に「悪意」がないにもかかわらず、商標権との抵触が生ずる場合である。ICANN（Internet Corporation for Assigned Numbers and Names の略）^(*)7)の紛争解決ルールは、サイバー不法占拠の解決について「悪意」を基準として行っているため、今後のICANNルールの整備がどのように進められるかが注目される。

3 インターネット上での特許侵害と裁判管轄権

インターネットの普及に伴い、いわゆるサイバー・スペース上の紛争が問題となってきている。半ば無意識的に国境を越えて生じるサイバー・スペース上の紛争に関する国際裁判管轄については、いくつかの米国判決においてすでに判断が下されている。これらの判決がこれまではドメインネームを扱った事案に関するものであったのに対し、近時、特許侵害に関する事案を扱ったものも現れるに至った。

一つは、クールセービングズ事件(CoolSavings, Com., Inc. v. IQ, Commerce Corp., 53 F.Supp.2d 1000, 51 USPQ2d 1136 (S.D. Ill.1999) June 6, 1999, Decided)であり、もう一つは、シビックス事件(CIVIX-DDI LLC v. Microsoft Corporation, et al., 52 USPQ2d 1501 (D. Colo. 1999) September 30, 1999, Decided, October 1, 1999, Filed)である。

本件両判決は、ともに特許侵害事件であったため、管轄権はどこに連邦地裁でも肯定されるとし、より緻密な検討は裁判地の確定判断に譲っている。

V 結びに代えて

一ハーグ条約草案について一

1 ハーグ国際私法会議^(*)8)

ハーグ国際私法会議は、国際私法の統一を目的として、これに関する各種研究、審議、調査、情報の交換、条約作成を行う政府間国際機関である。1893年、オランダ政府の発議により、ヨーロッパ大陸の13ヶ国の代表者がハーグに集まって国際私法統一会議が開催されたのが最初である。元々公式的な外交会議ではあったが、常設的な機関ではなく、著名な学者の研究討論という色彩の強いものであった。第二次世界大戦後、常設的な国際機関にする気運が起り、1951年、「ハーグ国際私法会議規程案」が作成された。同規程はハーグ国際私法会議の目的、組織、運営、財政等を定めたものであり、1955年にその効力が生じている。

(*)7) ドメイン・ネーム紛争を解決するにあたり、和解、裁判、仲裁を行う。商標の不法占拠(cyber squatting)にあつてはICANNの認めた紛争解決機関に申立をして解決することを前提に、紛争処理のための処理方針とその他の手続きを公表している。

(*)8) ハーグ国際私法会議の概要については、池原孝雄「国際私法(総論)」法律学全集54頁以下、南敬文「ハーグ国際私法会議における国際私法の統一」ジュリスト781号185頁(1958年)以下を参照。

日本は1904年の第4回会議以来代表を送っている。1964年には米国も正式に参加した。その他、カナダ、アルゼンチン、ブラジル、オーストラリア等の加入により、現在では構成国が47ヶ国になり、ヨーロッパの枠を越えて世界的規模に拡大している。また、テーマによっては会議加盟国以外の国も参加して条約作成作業を行うなど、国際私法の国際的統一についての中心機関となっている。

2 ハーグ条約草案検討の背景と経緯

国際裁判管轄及び外国判決の承認執行の分野については、現在、世界規模での国際ルールは存在しない。ヨーロッパ地域（ブラッセル・ルガノ条約）及び中南米地域（1975年5月8日にモンテビデオで締結された「外国判決及び仲裁判断の域外効力に関する米州国間条約」とこれを補足するために1984年5月24日にラ・パスで採択された「外国判決の域外効力のための国際裁判管轄に関する米州国間条約」）において、その地域内の国々についてのみ適用される統一ルールが存在するにすぎない。

このように、国際裁判管轄及び外国判決の承認執行について、各国がそれぞれの国内法に従って判断している結果、涉外的な係争の当事者、とりわけ恒常的に国際取引に携わる者にとっては、国際的紛争が生じた場合の裁判管轄及び外国判決の承認執行に関する規則が複雑で、予測を困難にする点で問題が生ずる結果となっている。

このような中、ハーグ国際私法会議では、1992年6月の一般問題特別委員会での米国の提案を発端に、国際裁判管轄及び外国判決の承認執行に関して、世界的なルールを確立するため、条約作成の検討を開始した。1999年10月に第5回特別委員会が追加開催され、条約草案が確定された^(*)9)。2001年6月に条約採択の予定である。

3 ハーグ条約草案概要

ハーグ条約の趣旨は、世界的に健全な司法行政を促進し、適正な国際的司法行政の基礎の一つが裁判管轄であると認識することを狙いとする。条約草案は、第1章「条約の適用範囲」、第2章「裁判管轄権」、第3章「承認及び執行」、第4章「一般規定」から構成されている。この条約の適用範囲は特定の例外を除いてあらゆる民事及び商事事件に適用される。したがって、侵害に対する救済を含む知的財産に関連する訴訟全般に対しても適用される。

この条約の性質は、管轄原因をホワイト、グレイおよびブラックの3つに分類する「ミックス条約」である。すなわち、ホワイトリストに載っている管轄原因（3条～13条）については条

約上直接管轄が認められ、他の締約国はその管轄原因に基づいて下された判決を、他の承認執行要件が具備されている限り、承認執行する義務を負う。

ブラックリストに載っている管轄原因（18条）については、それに基づいて裁判管轄を認めてはならず、判決が下されることはない。仮に判決が下された場合でも、他の締約国は承認執行を拒否しなければならない。

グレイエリア（17条）については、特定の規定に従うことを条件として、ブラックリストに載せられていない限り、自国法が認める管轄原因に基づいて、裁判管轄を認めて判決をすることが許される。しかし、その管轄原因がホワイトリストに載せられていない限りは、他の締約国はその判決について間接管轄を認める条約上の義務はなく、自国の基準に照らして、承認執行するかどうか決定することができる。

4 ハーグ条約草案12条4項の規定

(1) 概要

ハーグ条約草案12条4項において、「特許権、商標権、意匠権その他の寄託又は登録を要する類似の権利^(*)10)の有効性に関する訴訟の国際裁判管轄権は、それらの権利の登録国の専属管轄」とされている。

一方、権利の侵害に関する訴訟については、一般規定に服するとすべきか〔被告の常居所地国（法人の場合は、本店所在地国、設立準拠法国、中央統轄地国、業務の中心地国）又は不法行為地国〕、登録国の専属管轄とすべきか議論のあるところであり、現在のところ、括弧書きで専属管轄の規定に挿入されている。また、侵害訴訟において、侵害の有無を判断する際の前提問題として有効性が争われた場合には、その判断につき専属管轄の規定を適用しない旨の規定が、括弧書きで5項の選択肢として^(*)11)併記されている。

(2) 問題の所在

特許権等の権利の侵害に関する訴訟について、登録国以外の国に管轄権を認めるべきか、また、侵害訴訟において無効の抗弁がなされた場合、有効性の判断の管轄権をどう考えるか、が最大の争点である。選択肢としては、①登録国の専属管轄、②被告の常居所地国又は不法行為地国（ただし、無効の抗弁の判断については、登録国の専属管轄）、③被告の常居所地国又は不法行為地国（無効の抗弁の判断については、当事者限りの前提問題として、侵害裁判所に管轄を認める）の3通りが考えられる。

以下、委員の報告及び本委員会での議論に基づき、日本としてどの選択肢を採用すべきか検討していく。

(*)9) 道垣内正人「民事及び商事に関する裁判管轄権及び外国判決に関する条約準備草案」を採択した1999年10月のハーグ国際私法会議特別委員会の概要、国際商事法務28巻第2号170頁(2000年)からの連載参照。

(*)10) 類似の権利としては、実用新案権(実用新案法)、半導体集積回路配置利用権(半導体集積回路の配置に関する法律)、育成者権(種苗法)が考えられる。

(*)11) ハーグ条約草案においては、5項及び6項とされているが、本報告書においては、便宜上、それぞれを5項選択肢1、5項選択肢2とする。

5 ハーグ条約草案の問題点と解決に向けた方向性の検討

(1) 特許権等の権利の有効性に関する訴訟

条約草案では、特許権等の権利の有効性に関する訴訟の国際裁判管轄権は、登録国の専属管轄とされている。この規定について現在のところ、日本を含め特段の反対意見は出ていないようであり、各国とも認める立場のようである。委員会においても、特段の反対意見はなく、産業界からも異論は出ていない。

(2) 特許権等の権利の侵害に関する訴訟

(i) 特許権等の権利の侵害訴訟における特殊性

(a) 属地主義との関係

特許権等の権利の属地性を根拠に、権利の登録国以外の国に裁判管轄を認めるべきではないとする主張が存在する。

ここでいう、属地性とは、「一国で認めた知的財産権の効力はその国の統治権の及ぶ領域に限られ、その成立、変動および効力などは、条約の定める範囲外においては、総てその権利を認める国の法律によるとするものである。その結果、各国は原則として自国の認めた知的財産権について外国の法律を適用しないし、また外国法によって認められた知的財産権を自国の領域内において承認しない。」ということと解される^(*)12)。権利の効力が及ぶ範囲と、裁判管轄が認められる範囲とは必ずしも一致する必要はないとの理由から、ある国で認められた特許権等の権利について外国の法律を適用しない、あるいは、外国で承認しないことが、外国での裁判管轄を認めない理由にはならないと考えられる。

(b) 主権侵害のおそれ

特許権等の権利の侵害に関する訴訟においては、損害賠償請求のほか、侵害行為の差止請求が認められるのが通常である。外国の裁判所が差止請求を認める判決を下すことは、当該権利の登録国における行為を行うことを禁止することになるが、このことが登録国の主権を侵害することにはならないかという議論がある。

これについては、登録国において違法とされる行為のみが禁止されることが考えられること、外国判決を承認又は執行するかどうかについては、ハーグ条約草案28条において、登録国における判決と矛盾する場合や、公序に明らかに反する場合などが承認又は執行の拒絶事由として列挙されており、無条件に外国判決の承認又は執行が求められているものではないことから登録国の主権を侵害することにはならないと考えられる。

この点、ハーグ条約草案10条において、損害発生のおそれがある場合も訴えを提起することができるとされていることから、差止請求が認められることが前提となっていると考えられる。現在のところ、主権侵害を理由にこの規定に反対する意

見は出ていないようである。

また、侵害訴訟において権利無効の抗弁が主張され、外国の裁判所が権利の有効性について判断が求められる場合については、後に詳しく述べるが、その侵害訴訟における権利の有効性の判断は、当該事件における判決を下すための前提問題に過ぎず、対世効は有さないということであれば、外国裁判所が前提問題として判断を下したとしても、登録国の主権侵害にはならないと考えられる。

(c) 専門的知識の必要性

特許権等の権利侵害訴訟には、高度な専門的知識が必要であり、外国特許権の侵害訴訟についてわが国裁判所の裁判管轄権を疑問とする見解が存在する^(*)13)。

しかし、外国の法律を適用して裁判所が判断を下すことは日常的に行われていることであり、外国の法律の適用には程度の差こそあれ、専門的知識が要求されることから、特許権等の権利の侵害に関する訴訟に限られたことではない、として上記見解に反対する意見が有力である。

(ii) 訴訟当事者にとっての利便性

(a) 原告の立場

権利者である原告にとっては、自らの権利救済手段の実効性を高めるためには、管轄が広く認められた方が有利だと考えられる。

被告の行為地国と原告の権利の登録国が異なる場合、被告が登録国に財産を有していないとき、証拠収集や差止措置に便の良い被告の不法行為地国や被告が通常財産を有している常居所地国にも管轄が認められれば、原告にとっては、救済の実効性確保が容易となるであろう。もちろん、不法行為地国あるいは被告の常居所地国において判決の承認・執行を行うことも可能だが、時間がかかる上に、実際に判決が執行されるか不確定である。

また、被告の常居所地国に管轄が認められれば、多くの国において同一内容の権利を取得する権利者は、被告が複数の国でそれらの権利侵害を起している場合、被告の常居所地国で訴訟を集中的に行うことが可能となる。

さらに、証拠収集のためには、不法行為地での管轄が認められた方がよいであろうし、今後は、特許権、商標権等の侵害について、不正競争侵害訴訟等と組合せた訴訟が提起されるなど、様々な訴訟形態が考えられることから、広い管轄を認めた方が権利者にとっては有利だといえるのではないかと。

権利者の救済手段の多様性を確保することは、特許権の適切な保護を目指すプロパテント政策の推進にも寄与するものである。

(b) 被告の立場

一方、被告にとっても、登録国が常居所地、行為地、予

(*)12) 紋谷暢男「知的財産権の国際的保護」ジュリスト増刊 国際私法の争点(新版)25頁(1996年)。

(*)13) 田中徹「不法行為—法例11条2項」別冊ジュリスト 涉外判例百選(第三版)100頁(1995年)。

見可能な損害発生地のいずれでもない場合が想定される。そうした場合でも常に登録国で訴訟に応じなければならないのは不便である。また、普通裁判籍が認められないのは、被告にとって応訴負担が大きくなる。

特許権等の権利については、同一内容の権利を多数の国において取得するのが通常である。その結果、一般規定に服するとする場合、損害発生地に管轄を認めることで、「同一内容の権利の取得国における原告のフォーラム・ショッピングを認めることになるのではないか」ということが問題となる。しかしながら、条約草案10条4項において、損害発生地国においては、発生した損害についての管轄権を有するとされ、客観的併合を認めない規定が存することから、原告に対し権利の損害発生地国におけるフォーラム・ショッピングを許し、被告が不利益を被るということにはならないであろう。

(iii) 侵害訴訟において権利の有効性が争われた場合の問題点及び解決に向けた方向性の検討

(a) 問題点

以上の検討から、原告、被告双方にとって、少なくとも権利の有効性について当事者間に争いがなければ、被告の普通裁判籍又は不法行為の特別裁判籍の規定に従うことが望ましいであろう。

問題となるのは、登録国と侵害訴訟国が異なる場合に、その侵害訴訟において無効の抗弁、つまり有効性の判断が求められた場合である。すなわち、特許権等の権利の有効性に関する訴訟については登録国の専属管轄とされているので、侵害訴訟における権利の有効性の判断も登録国に委ねられるとすれば、少なくとも当該訴訟の迅速性の面で問題が生じ、原告、被告双方にとって、不便をきたす可能性がある。

(b) 解決に向けた方向性の検討

本委員会では、特許権等の権利の侵害に関する訴訟において権利の有効性が争われた場合についても、訴訟当事者の利便性等を考慮し、侵害訴訟の国際裁判管轄を登録国の専属管轄とはせず、一般規定に服することとし、さらに、訴訟当事者限りの前提問題としてであれば、侵害裁判所において有効性の判断も可能とすべきではないか、という一定の方向性が示された。これは、ドイツ、米国^{(*)14}、オランダなど、積極的に外国知的財産権侵害訴訟を行い、そこで主張される無効の抗弁の判断も積極的に認めてきている国際的な動向にも合致するものと考えられる。

登録国における権利の有効性の判断と侵害訴訟における前提問題としての権利の有効性の判断が異なる可能性があるという問題点については、回避の手段として、ハーグ条約草案22条を適切に活用することが考えられる。同22条は、「当

該裁判所が管轄権を行使することが明らかに不適切であり、かつ他の国の裁判所が管轄権を有し、紛争解決に明らかに適切であるときは、裁判所は当事者の申立により、手続を停止することができる。」としている。侵害に関する訴訟が提起された裁判所は、当事者の申立により、法的安定性を害する程度が非常に高く、有効性について登録国の判断に委ねる方が明らかに適切であると判断するときは、登録国において有効性の判断が確定するまで、その訴訟手続を中止することができると考えられる。

また、承認又は執行について、ハーグ条約草案28条において「承認又は執行を求められた国又は他の国で既になされた判決と矛盾する場合は、承認執行を拒絶することができる。」としており、侵害裁判所において特許有効を前提として損害賠償の支払いが命ぜられた場合でも、登録国において特許無効が確定していれば、登録国において判決の承認執行を拒絶することができると考えられる。

(iv) 日本における特許権の有効性の判断^{(*)15}

(a) 日本の現行制度

日本において、特許法は無効審判という制度を置き(123条)、審判前置主義を定め(178条6項)、審決取消訴訟の第一審を東京高裁の専属管轄としている(178条1項)。このような制度の下、日本の従来の判例・多数説は特許権の有効性については、特許庁の専権事項とされてきた。

(b) 特許侵害訴訟における無効の抗弁の主張

従来の判例・多数説に対して、特許庁と裁判所との権限配分の原則だけを根拠として、一回の手続で解決できるものに二度手間を両当事者に要求することは不当ではないか、侵害訴訟を提起されている被告にとっては、無効審決を待っていたのでは、差止請求等が認容されてしまいかねず、迂遠な救済策にしかないのではないか等の疑問が提起され、裁判所にとって明白な場合には、無効の抗弁を認めようとする学説^{(*)16}が有力となっている。

(c) 国際裁判管轄権への影響

特許権の有効性の判断について、本委員会での意見は次のとおりであった。国際的には米国やフランスなど侵害裁判所において権利の有効性を判断できるとする法制をとる国は多い。考慮すべきは、裁判所が妥当な判断を下す際に支障はないか、訴訟当事者の利便性に資するかどうかなどであり、侵害裁判所の有効性の判断に制限が加えられている日本やドイツ等の法制上の事情は、国内の事情による権限配分の問題に過ぎず、国際裁判管轄権の有無の判断に影響を与えるべきものではないのではないか、とする意見が有力であった。

また、日本において、裁判所にとって明白な場合には、侵

(*)14 米国については、外国の国家行為に干渉することになるとの考えから慎重な姿勢も見られる。

(*)15 日本における特許権の有効性の判断については、中山信弘「工業所有権法 上 特許法」弘文堂(第二版)27, 234~293, 408~421頁(1998年)及び田村善之「機能的知的財産法の理論」信山社58~137頁(1996年)を適宜参照し、引用した。

(*)16 前掲注(*)15)中山信弘418頁。

害訴訟における権利の有効性の判断を認めるべきであるとする積極的な見解も有力であることを考慮すべきという意見がみられた。

(3) 不法行為の管轄規定

ハーグ条約草案では不法行為の特別裁判籍として、被告の行為地国及び損害発生地国に管轄を認めている。ただし、損害発生地国について、損害が発生することを合理的に予見できなかったことを証明した場合にはこの限りでない、としている。

インターネットを介した取引におけるデジタルコンテンツ又はサービスの提供においては、現在の技術では、意図に反するダウンロードを防ぐことができず、これらの提供先をコントロールすることは困難である。このため、予想もしないところで、知的財産権侵害訴訟に応じなければならないという事態が生じうる。

こうした事態を回避するため、損害発生地国の管轄について、合理的な予見可能性がなかったことを要件にしていることは一定の効果がある。

しかし、インターネットの世界性は誰もが予見できると考えられることから、予見可能性の要件だけでは、管轄地国の限定に不十分な可能性がある。したがって、仕向け地国を限定しているとの明示(disclaimer)及びその限定を保つための相当な注意を払うなどの措置を講じている場合には、合理的に予見できなかったことの証明を満たすものと規定することも考えられる。何をもって相当な注意を払ったと取り扱うのか、管轄は広く認めた上で実体法上考慮すればいいのではないか、不法行為の管轄については加害者のコントロールを認めるべきではない、など議論のあるところであり、ディスクレイマー自体の効力についての更なる検討が必要である。

また、知的財産権侵害、特にインターネットを介した取引におけるデジタルコンテンツ又はサービスの提供に係る侵害については、「地」の概念が不明確になるおそれがあり、現在の「行為地」、「損害発生地」を管轄原因とすることで十分なのか、についても検討を要する。

6 今後の課題

2001年6月に設定される予定の外交会議でハーグ条約草案の採択が見込まれ、また、2000年夏には、議論が不十分であるとされた知的財産分野について、専門家会合が開かれる予定である。日本としても早期に意見をとりまとめる必要がある。

本委員会においては、特許権等の権利に関する侵害訴訟の国際裁判管轄権について、問題点を明らかにするとともに一定の方向性及び今後の課題を示すことができた。

産業界もハーグ条約草案について強い関心を寄せており、特許権等の侵害訴訟の国際裁判管轄権を登録国の専属管

轄とすべきかどうかについて、専属管轄とすべきではないとする意見が有力であるが、それに反対する意見もあるようである。

今後は、産業界が懸念する問題点を明らかにするとともに、外国国家行為の承認という広い枠組みから、条約全体を概観し、不法行為の特別裁判籍の規定とも併せて知的財産権侵害訴訟の国際裁判管轄の問題を捉え直す作業を行い、本委員会における議論について再確認する必要がある。

(担当：主任研究員 北川 貞雄)